

令和8年6月 第2回市議会定例会 議案等概要

1 日 程

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 招 集 告 示 | 5月 22日 (金) |
| (2) 開 会 | 6月 2日 (火) |

2 提出案件

(1) 報 告	17件
1 専 決 処 分	8件
2 予 算 の 繰 越	6件
3 法 人 の 経 営 状 況	3件
(2) 議 案	12件
1 条 例	6件
2 補 正 予 算	1件
3 契 約、財 産 の 取 得	3件
4 市 道 の 認 定 等	1件
5 人 事 (最 終 日 提 出)	1件
計	29件

提出案件一覧

報告

【専決処分 8件】

- 1 報告第 5号 専決処分の承認について（土浦市税条例の一部改正について）
- 2 報告第 6号 専決処分の承認について（土浦市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 3 報告第 7号 専決処分の報告について（和解について）
- 4 報告第 8号 専決処分の報告について（和解について）
- 5 報告第 9号 専決処分の報告について（和解について）
- 6 報告第10号 専決処分の報告について（和解について）
- 7 報告第11号 専決処分の報告について（常磐線荒川沖駅自由通路調査設計・修繕工事の変更協定の締結について）
- 8 報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償（解約金）の額の決定について）

【予算の繰越 6件】

- 1 報告第13号 予算の繰越しについて（令和7年度土浦市一般会計継続費繰越計算書）
- 2 報告第14号 予算の繰越しについて（令和7年度土浦市一般会計繰越明許費繰越計算書）
- 3 報告第15号 予算の繰越しについて（令和7年度土浦市一般会計事故繰越し繰越計算書）
- 4 報告第16号 予算の繰越しについて（令和7年度土浦市水道事業会計予算繰越計算書）
- 5 報告第17号 予算の繰越しについて（令和7年度土浦市下水道事業会計継続費繰越計算書）
- 6 報告第18号 予算の繰越しについて（令和7年度土浦市下水道事業会計予算繰越計算書）

【法人の経営状況 3件】

- 1 報告第19号 一般財団法人土浦市産業文化事業団の令和8年度事業計画について
- 2 報告第20号 一般財団法人土浦市農業公社の令和8年度事業計画について
- 3 報告第21号 株式会社ラクスマリーナの令和8年度事業計画について

議案

【条例 6件】

- 1 議案第57号 土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 2 議案第58号 土浦市印鑑条例の一部改正について
- 3 議案第59号 土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 4 議案第60号 土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 5 議案第61号 土浦市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について
- 6 議案第62号 土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

【補正予算 1件】

- 1 議案第63号 令和8年度土浦市一般会計補正予算（第1回）

【契約、財産の取得 3件】

- 1 議案第64号 都和中学校校舎棟長寿命化改良工事請負契約の締結について
- 2 議案第65号 財産の取得について（土浦消防署配置消防ポンプ自動車購入）
- 3 議案第66号 財産の取得について（電子黒板システム購入）

【市道の認定等 1件】

- 1 議案第67号 市道の路線の認定について

【人事 1件】（最終日提出）

- 1 議案第68号 土浦市農業委員会委員の任命の同意について

令和 8 年第 2 回市議会定例会 報告

【専決処分 8 件】

1 報告第 5 号 専決処分の承認について
(土浦市税条例の一部改正について)

条 例 の 趣 旨	地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴う改正								
主 な 内 容	<p>●土浦市税条例の一部改正</p> <p><市民税関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ○長期譲渡所得に係る特例の延長 <ul style="list-style-type: none"> ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の適用期限の延長 適用期限：R8 年度まで ⇒ R11 年度まで <p><軽自動車税関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境性能割の廃止 <ul style="list-style-type: none"> ・令和 8 年 3 月 31 日を以って軽自動車税環境性能割を廃止 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">税区分</td> <td>軽自動車税環境性能割</td> <td>－（廃止）</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税種別割</td> <td>軽自動車税</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○グリーン化特例の延長 <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車等を取得した場合におけるグリーン化特例（概ね税額 75%軽減）適用期限の延長 適用期限：R8 年 3 月 31 日まで ⇒ R10 年 3 月 31 日まで <p><固定資産税関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税等の課税標準の特例（わがまち特例）制度の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー改修が行われた特別特定建築物（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）や再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税等の減額措置について、対象や課税標準の特例割合を拡充 <p>●その他条項ズレの整理等</p>		改正前	改正後	税区分	軽自動車税環境性能割	－（廃止）	軽自動車税種別割	軽自動車税
	改正前	改正後							
税区分	軽自動車税環境性能割	－（廃止）							
	軽自動車税種別割	軽自動車税							
施 行 期 日	令和 8 年 4 月 1 日								
専 決 処 分 日	令和 8 年 3 月 31 日								

2 報告第 6号 専決処分の承認について
(土浦市国民健康保険税条例の一部改正について)

条例の趣旨	地方税法施行令の改正に伴う改正																																																																														
主な内容	<p>●国民健康保険税の課税限度額の見直し、及び子ども・子育て支援納付金課税限度額の追加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎課税額</td> <td>66万円</td> <td><u>67万円</u></td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等課税額</td> <td>26万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>介護納付金課税額</td> <td>17万円</td> <td>17万円</td> </tr> <tr> <td>子ども・子育て支援納付金課税額（新設）</td> <td>—</td> <td><u>3万円</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>109万円</td> <td>113万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>●国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直し</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>軽減種別</th> <th>改正</th> <th>軽減判定所得基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7割軽減</td> <td>改正なし</td> <td>43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5割軽減</td> <td>改正前</td> <td>43万円+30.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>43万円+<u>31万円</u>×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2割軽減</td> <td>改正前</td> <td>43万円+56万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>43万円+<u>57万円</u>×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>●子ども・子育て支援納付金課税額に係る均等割額の軽減規程の追加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">軽減なし</td> <td>均等割</td> <td>2,100円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>18歳以上均等割</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">7割軽減</td> <td rowspan="2">均等割</td> <td>軽減額</td> <td>1,470円</td> </tr> <tr> <td>減額後</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">18歳以上均等割</td> <td>軽減額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>減額後</td> <td><u>30円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">5割軽減</td> <td rowspan="2">均等割</td> <td>軽減額</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>減額後</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">18歳以上均等割</td> <td>軽減額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>減額後</td> <td><u>50円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2割軽減</td> <td rowspan="2">均等割</td> <td>軽減額</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>減額後</td> <td>1,680円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">18歳以上均等割</td> <td>軽減額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>減額後</td> <td><u>80円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	改正前	改正後	基礎課税額	66万円	<u>67万円</u>	後期高齢者支援金等課税額	26万円	26万円	介護納付金課税額	17万円	17万円	子ども・子育て支援納付金課税額（新設）	—	<u>3万円</u>	合計	109万円	113万円	軽減種別	改正	軽減判定所得基準	7割軽減	改正なし	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減	改正前	43万円+30.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	改正後	43万円+ <u>31万円</u> ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減	改正前	43万円+56万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	改正後	43万円+ <u>57万円</u> ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	項目		改正前	改正後	軽減なし	均等割	2,100円	2,100円	18歳以上均等割	100円	100円	7割軽減	均等割	軽減額	1,470円	減額後	630円	18歳以上均等割	軽減額	—	減額後	<u>30円</u>	5割軽減	均等割	軽減額	1,050円	減額後	1,050円	18歳以上均等割	軽減額	—	減額後	<u>50円</u>	2割軽減	均等割	軽減額	420円	減額後	1,680円	18歳以上均等割	軽減額	—	減額後	<u>80円</u>
区分	改正前	改正後																																																																													
基礎課税額	66万円	<u>67万円</u>																																																																													
後期高齢者支援金等課税額	26万円	26万円																																																																													
介護納付金課税額	17万円	17万円																																																																													
子ども・子育て支援納付金課税額（新設）	—	<u>3万円</u>																																																																													
合計	109万円	113万円																																																																													
軽減種別	改正	軽減判定所得基準																																																																													
7割軽減	改正なし	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)																																																																													
5割軽減	改正前	43万円+30.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)																																																																													
	改正後	43万円+ <u>31万円</u> ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)																																																																													
2割軽減	改正前	43万円+56万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)																																																																													
	改正後	43万円+ <u>57万円</u> ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)																																																																													
項目		改正前	改正後																																																																												
軽減なし	均等割	2,100円	2,100円																																																																												
	18歳以上均等割	100円	100円																																																																												
7割軽減	均等割	軽減額	1,470円																																																																												
		減額後	630円																																																																												
	18歳以上均等割	軽減額	—																																																																												
		減額後	<u>30円</u>																																																																												
5割軽減	均等割	軽減額	1,050円																																																																												
		減額後	1,050円																																																																												
	18歳以上均等割	軽減額	—																																																																												
		減額後	<u>50円</u>																																																																												
2割軽減	均等割	軽減額	420円																																																																												
		減額後	1,680円																																																																												
	18歳以上均等割	軽減額	—																																																																												
		減額後	<u>80円</u>																																																																												
施行期日	令和8年4月1日																																																																														
専決処分日	令和8年3月31日																																																																														

3 報告第 7号 専決処分の報告について（和解について）

道路管理瑕疵に係る物損事故の和解

事故発生年月日	令和7年12月7日（日）午後2時00分頃
事故発生場所	土浦市上高津366番2地先
相手方	土浦市 女性
原因・状況等	相手方が市道を走行中、道路に越境していた樹木の枝に接触し、車両の一部が破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額 50,941 円（相手方損害認定額 101,882 円×50%） その余の請求権の放棄
専決処分日	令和8年3月25日

4 報告第 8号 専決処分の報告について（和解について）

樹木管理瑕疵に係る物損事故の和解

事故発生年月日	令和8年2月26日（木）午前9時00分頃
事故発生場所	土浦市卸町二丁目34番地内
相手方	千葉県柏市 株式会社
原因・状況等	相手方が当該緑地帯隣接地の駐車場に駐車中、緑地帯の樹木が車両の上に倒れ、車両の一部が破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額 305,095 円（相手方損害認定額 305,095 円×100%） その余の請求権の放棄
専決処分日	令和8年3月31日

5 報告第 9号 専決処分の報告について（和解について）

道路管理瑕疵に係る物損事故の和解

事故発生年月日	令和8年3月21日（土）午後0時40分頃
事故発生場所	土浦市烏山二丁目2337番1地先
相手方	稲敷郡美浦村 男性
原因・状況等	相手方が市道を走行中、道路の陥没箇所にて右前輪が接触し、車両の一部が破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額 29,876 円（相手方損害認定額 59,752 円×50%） その余の請求権の放棄
専決処分日	令和8年4月22日

6 報告第10号 専決処分の報告について（和解について）

公用車に係る物損事故の和解

事故発生年月日	令和8年2月19日（木）午後5時20分頃
事故発生場所	土浦市有明町3363番3地内
相手方	土浦市 男性
原因・状況等	土浦市駅西駐車場で公用車（教育総務課用務）を駐車しようとした際、隣の駐車スペースに駐車中の相手方車両に接触し、双方の車両の一部が破損した。
和解内容	土浦市の損害賠償額 168,820 円（相手方損害認定額 168,820 円×100%） その余の請求権の放棄
専決処分日	令和8年5月7日

7 報告第11号 専決処分の報告について

（常磐線荒川沖駅自由通路調査設計・修繕工事の変更協定の締結について）

区分	事項
名称	常磐線荒川沖駅自由通路調査設計・修繕工事の変更協定
工事場所	土浦市荒川沖東二丁目地内
工事内容	調査設計、仮設工事、既製コンクリート工事、防水工事、屋根・樋工事、金属工事、塗装工事、雑工事、工事付帯
契約金額	【変更前】 197,054,000 円 【変更後】 <u>196,585,734 円</u> 468,266 円の減 (工事完了による工事費の確定に伴う減額)
契約の相手方	茨城県水戸市三の丸一丁目4番47号 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員水戸支社長 下山 貴史
専決処分日	令和8年3月6日

8 報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償（解約金）の額の決定について）

相手方	ソフトバンク株式会社
損害賠償額	22,000円
原因・状況等	土浦市が相手方と長期継続契約を締結しているマイナンバーカードの国民健康保険証利用に係る登録支援用パソコンのネットワーク通信サービスについて、医療機関やコンビニ等の利用登録窓口の増加により、国保年金課で実施する保険証利用登録支援サービスの利用がほぼなくなっていることから、国保年金課窓口における登録支援サービスを終了するため、当該契約を中途解約することに係る解約金が生じた。
専決処分日	令和8年3月11日

【予算の繰越 6件】

【参考】 地方自治法施行令第145条、146条及び第150条に基づく繰越の報告

＜公営企業＞

- ・地方公営企業法第26条第3項に基づく繰越の報告（管理者→長）
 - ・地方公営企業法施行令第18条の2に基づく継続費繰越の報告（管理者→長）
- 翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製 → 次の議会に報告

- 1 報告第13号 予算の繰越しについて
（令和7年度土浦市一般会計継続費繰越計算書）
- 2 報告第14号 予算の繰越しについて
（令和7年度土浦市一般会計繰越明許費繰越計算書）
- 3 報告第15号 予算の繰越しについて
（令和7年度土浦市一般会計事故繰越し繰越計算書）
- 4 報告第16号 予算の繰越しについて
（令和7年度土浦市水道事業会計予算繰越計算書）
- 5 報告第17号 予算の繰越しについて
（令和7年度土浦市下水道事業会計継続費繰越計算書）
- 6 報告第18号 予算の繰越しについて
（令和7年度土浦市下水道事業会計予算繰越計算書）

● 繰越の概要

区 分	繰 越 額	主 な 事 業
一般会計（継続費）	9,551,020 円 （1件）	・清掃センターごみクレーン外整備事業
一般会計（繰越明許費）	2,717,288,841 円 （42件）	・生活保護費等追加給付事業 ・土浦市物価高騰対策支援事業（重点支援事業） ・道路新設改良事業 ・水道事業会計繰出金 ・木田余神立線街路事業（Ⅱ期） ・中学校長寿命化改良事業
一般会計（事故繰越し）	7,278,000 円 （1件）	・都市公園等長寿命化事業
水道事業	419,104,000 円 （4件）	・配水管施設整備事業 ・老朽管更新事業 ・配水場設備更新事業 ・設備点検整備工事（事故繰越し）
下水道事業（継続費）	798,402,000 円 （2件）	・木田余ポンプ場整備事業 ・港ポンプ場整備事業
下水道事業	1,164,189,000 円 （5件）	・公共下水道（污水）整備事業 ・公共下水道雨水排水路整備事業 ・下水道ストックマネジメント事業 ・流域下水道事業 ・流域下水道事業（事故繰越し）
計	5,115,812,861 円 （55件）	

[参考]

令和 4 年度繰越額 4,165,105,854 円 (42 件)

令和 5 年度繰越額 5,008,742,309 円 (38 件)

令和 6 年度繰越額 4,333,908,877 円 (50 件)

【法人の経営状況 3 件】

【参考】 経営状況を公表する法人（地方自治法第 221 条第 3 項、第 243 条の 3 第 2 項）

・資本金、基本金の 2 分の 1 以上を出資している法人（地方自治法施行令第 152 条）

[出資の状況]

産業文化事業団 3,000 千円 (出捐金、同 100%)

農業公社 50,000 千円 (出捐金、同 83.3%)

ラクスマリーナ 30,000 千円 (出資金、同 100%)

毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類（地方自治法施行令第 173 条の 2）を提出

1 報告第 19 号 一般財団法人土浦市産業文化事業団の令和 8 年度事業計画について

2 報告第 20 号 一般財団法人土浦市農業公社の令和 8 年度事業計画について

3 報告第 21 号 株式会社ラクスマリーナの令和 8 年度事業計画について

●事業計画の内容

法人	主な事業計画
産業文化事業団	水郷プール、水郷体育館、亀城プラザ、市民会館などの施設の営業、霞ヶ浦観光にぎわい事業
農業公社	農地中間管理事業を活用した農地集積事業、都市と農村の交流促進事業、地域特産農産物の生産振興と販路拡大、施設の有効活用と地域活性化
ラクスマリーナ	マリーナ事業の活性化、市民に親しまれるマリーナづくり、遊覧船事業の魅力化、マリーナ事業安定化に向けた取り組み、安全運航への取り組み

令和 8 年 第 2 回 市 議 会 定 例 会 議 案

【条例 6 件】

1 議案第 57 号 土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

改正の趣旨	人事院規則の改正に伴う改正									
改正の主な内容	<p>●災害応急作業等派遣手当、及び緊急消防援助隊等派遣手当の改正</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種類</th> <th style="width: 20%;">改正前</th> <th style="width: 20%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応急作業等派遣手当</td> <td style="text-align: center;">1,080 円</td> <td style="text-align: center;">1,440 円</td> </tr> <tr> <td>緊急消防援助隊等派遣手当</td> <td style="text-align: center;">1,080 円</td> <td style="text-align: center;">1,440 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※・災害応急作業等を日没時から日出時までに行った場合 1,620 円→2,160 円 ・災害応急作業等を著しく危険である区域で行った場合 2,160 円→2,880 円</p> <p><災害応急作業等派遣手当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は、発生するおそれがある他の地方公共団体の区域に派遣され、災害応急作業等に従事した職員（行政職）に対して支給 <p><緊急消防援助隊等派遣手当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防組織法による市町村間相互の応援に基づく消防活動や緊急消防援助隊として消防活動に従事した職員（消防職）に対して支給 	種類	改正前	改正後	災害応急作業等派遣手当	1,080 円	1,440 円	緊急消防援助隊等派遣手当	1,080 円	1,440 円
種類	改正前	改正後								
災害応急作業等派遣手当	1,080 円	1,440 円								
緊急消防援助隊等派遣手当	1,080 円	1,440 円								
施行期日	公布の日（令和 8 年 4 月 1 日遡及適用）									

2 議案第 58 号 土浦市印鑑条例の一部改正について

改正の趣旨	在留外国人の利便性向上を図るための改正
改正の主な内容	<p>●印鑑登録証明書等の申請・交付等の要件の追加</p> <p>【改正前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証、個人番号カード <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証、個人番号カード、<u>特定在留カード又は特定特別永住者証明書</u> <p><特定在留カード、特定特別永住者証明書></p> <p>個人番号カード（マイナンバーカード）としての機能を付加するための措置が講じられた在留カード又は特別永住証明書</p>
施行期日	公布の日

3 議案第59号 土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

条例の趣旨	児童福祉法等の改正に伴う改正
主な内容	<p>●事業所配置保育士に関する要件の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業A型等を行う事業所において、理学療法士等を1人に限り保育士とみなすことができる規定の追加等
施行期日	公布の日

4 議案第60号 土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

条例の趣旨	児童福祉法等の改正に伴う改正
主な内容	<p>●満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用定員など、満3歳以上限定小規模保育事業の運営に関する基準を追加で規定 <p><満3歳以上限定小規模保育事業></p> <p>19人以下の利用定員で、原則0～2歳児を対象に保育を行う「小規模保育事業」について、保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3歳以上の保育が必要と認められる場合には、3～5歳児の小規模保育事業の実施が可能</p>
施行期日	公布の日

5 議案第61号 土浦市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

条例の趣旨	2地区（坂田、蓮河原新町）地区計画の都市計画決定等に伴う改正
主な内容	<p>●地区整備計画区域に2地区（坂田、蓮河原新町）の地区計画を追加する改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区整備計画区域 別表第1に名称及び区域を追加 ・建築物等の制限に関する事項 別表第2に計画地区及び制限事項を追加 <p>●既存不適格建築物の大規模修繕及び大規模模様替えに係る適用除外規定の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第3条の規定に基づき、既存の建築物に対する用途、容積率、建ぺい率、壁面の位置、高さの制限について、大規模修繕または大規模模様替えの際、適用除外とする規定を追加
施行期日	地区計画に係る都市計画法の規定による告示の日

6 議案第62号 土浦市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

条例の趣旨	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴う改正						
主な内容	<p>●消防団員等の損害補償に係る葬祭補償額の見直し</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>葬祭補償（定額部分）</td> <td>31万5,000円</td> <td>33万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※葬祭補償：定額部分＋補償基礎額×30</p>	区分	改正前	改正後	葬祭補償（定額部分）	31万5,000円	33万円
区分	改正前	改正後					
葬祭補償（定額部分）	31万5,000円	33万円					
施行期日	公布の日（令和8年4月1日遡及適用）						

【補正予算 1件】

1 議案第63号 令和8年度土浦市一般会計補正予算（第1回）

☆予算総括表

（単位：千円）

会計別	補正前	補正額	補正後
一般会計	65,620,000	80,622	65,700,622
特別会計計	37,705,044	0	37,705,044
合計（全会計）	103,325,044	80,622	103,405,666

一般会計歳入歳出予算

（単位：千円）

区分		補正前	補正額	補正後
歳入	国庫支出金	10,988,413	26,053	11,014,466
	県支出金	5,031,458	159	5,031,617
	繰入金	1,437,105	47,484	1,484,589
	諸収入	605,171	6,926	612,097
合計		65,620,000	80,622	65,700,622
歳出	議会費	320,257	960	321,217
	総務費	6,780,813	26,664	6,807,477
	民生費	26,639,477	43,163	26,682,640
	衛生費	6,189,769	1,000	6,190,769
	消防費	2,686,528	3,032	2,689,560
	教育費	7,154,710	5,803	7,160,513
合計		65,620,000	80,622	65,700,622

令和8年度第1回補正予算(令和8年第2回定例会) 概要

一般会計

(単位:千円)

款	項	目	補正予算額	補正予算の財源内訳				備考
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
1	議会費	1 議会費	960				960	議会関係事業(議会事務局) 960 ・TX土浦延伸調査特別委員会による鉄道開発先進事例等の行政視察に係る旅費の増 旅費 960千円
2	総務費	1 総務管理費	16,200				16,200	特別職人件費(人事課) 16,200 ・副市長二名体制に伴う給料等の増 給料 9,480千円 職員手当負担金等 4,415千円 共済費 2,305千円
		5 広報広聴費	464			382	82	eスポーツ推進事業(シティプロモーション課) 464 ・土浦市健康まつりにおけるeスポーツイベント実施に伴う消耗品費、使用料及び賃借料の増 消耗品費 81千円 使用料及び賃借料 383千円 【歳入】 令和8年度人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金(諸収入)
		9 企画費	10,000	7,000			3,000	水郷筑波サイクリング環境整備事業(政策企画課) 10,000 ・サイクリングを活用した観光コンテンツ造成、販路形成及び情報発信に係る委託料の増 委託料 10,000千円 【歳入】 観光振興事業費補助金(国庫支出金) 7,000千円
3	民生費	1 社会福祉費	1,485	412			1,073	障害者総合支援システム管理事業(障害福祉課) 1,485 ・マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認システム導入に係る委託料の増 委託料 1,485千円 【歳入】 医療費助成自治体システム改修等事業費補助金(国庫支出金) 412千円
		8 後期高齢者医療給付費	29,547				29,547	後期高齢者医療事業(国保年金課) 29,547 ・茨城県後期高齢者医療広域連合による市町村負担金の再算定結果に伴う負担金の増 負担金 29,547千円
	2 児童福祉費	12,131	17,050			▲ 4,919	上大津地区統合小学校児童クラブ整備事業(保育課) 12,131 ・上大津小学校児童クラブ整備に係る設計額の精査に伴う工事請負費の増 工事請負費 12,131千円 【歳入】 子ども・子育て支援整備交付金(国庫支出金) 17,891千円 子ども・子育て支援整備交付金(県支出金) ▲841千円 児童福祉施設整備事業費債(地方債) ▲700千円	
4	衛生費	1 保健衛生費	0			1,037	▲ 1,037	保健対策推進事業(健康増進課) 0 ・土浦市健康まつり開催委託料への諸収入の充当 【歳入】 令和8年度人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金(諸収入) 1,037千円
		6 母子保健事業費	1,000	1,000			0	不妊治療費助成事業(子ども包括支援課) 1,000 ・保険適用外不妊治療費の一部助成制度の拡充に伴う補助金の増 補助金 1,000千円 【歳入】 不妊治療費助成事業費補助金(県支出金) 1,000千円
8	消防費	1 消防費	3,032			3,007	25	消防団管理事業(消防本部) 3,032 ・消防団員退職数の確定に伴う退職報償金の増 報償費 3,032千円 【歳入】 消防団員退職報償金受入金(諸収入) 3,007千円
9	教育費	1 教育総務費	2,500			2,500	0	地域スポーツ・文化クラブ運営事業(指導課) 2,500 ・スポーツ・文化芸術活動体験イベント実施に伴う委託料の増 委託料 2,500千円 【歳入】 部活動地域展開重点事業助成金(諸収入) 2,500千円
		2 小学校費	▲ 12,131	750			▲ 12,881	上大津地区統合小学校整備事業(教育総務課) ▲ 12,131 ・上大津小学校整備に係る設計額の精査に伴う工事請負費の減 工事請負費 ▲12,131千円 【歳入】 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金(国庫支出金) 750千円

4 社会教育費	6 公民館費	15,434				15,434	公民館長寿命化事業(生涯学習課) ・上大津公民館駐車場整備に係る委託料及び用地取得費の増 委託料 704千円 用地取得費 14,730千円	15,434
歳出合計		80,622	26,212	0	6,926	47,484	一般財源 ●種別割(現年課税分) ▲422,258千円 ●種別割(滞納繰越分) ▲4,083千円 ●軽自動車税(滞納繰越分) 4,083千円 ●軽自動車税(現年課税分) 422,258千円 ●財政調整基金繰入金 47,484千円	47,484

【契約、財産の取得 3件】

【参考】 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負契約

第3条 予定価格2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ、売払い
(土地については、1件5,000平方メートル以上)

1 議案第64号 都和中学校校舎棟長寿命化改良工事請負契約の締結について

区分	事項
名称	都和中学校校舎棟長寿命化改良工事請負契約
工事場所	土浦市中貫地内
工事内容	校舎棟 RC造 4階建て 延床面積 5,733 m ² 外部改修工事 屋根及びバルコニー防水・樋改修、外壁改修、建具改修、 塗装改修 外 内部改修工事 内壁改修、建具改修、バリアフリートイレ設置、塗装改修、 仕上改修 外 昇降機設置工事 杭工事、昇降路工事、昇降機設置工事 設備改修工事 電気設備工事、機械設備工事 附带工事 外構工事、フェンス改修、門扉改修 外
契約金額	1,537,800,000円
契約の相手方	山本・大鶴特定建設工事共同企業体 【代表構成員】 土浦市東崎町11番5号 株式会社 山本工務店 代表取締役 山本 一廣
契約の方法	一般競争入札

2 議案第65号 財産の取得について（土浦消防署配置消防ポンプ自動車購入）

区 分	事 項
名 称	土浦消防署配置 消防ポンプ自動車購入
契 約 金 額	68,750,000 円
契 約 の 相 手 方	栃木県鹿沼市縦山町上原 267 番地 ジーエムいちほら工業株式会社 代表取締役 光野 幸子
契 約 の 方 法	指名競争入札

3 議案第66号 財産の取得について（電子黒板システム購入）

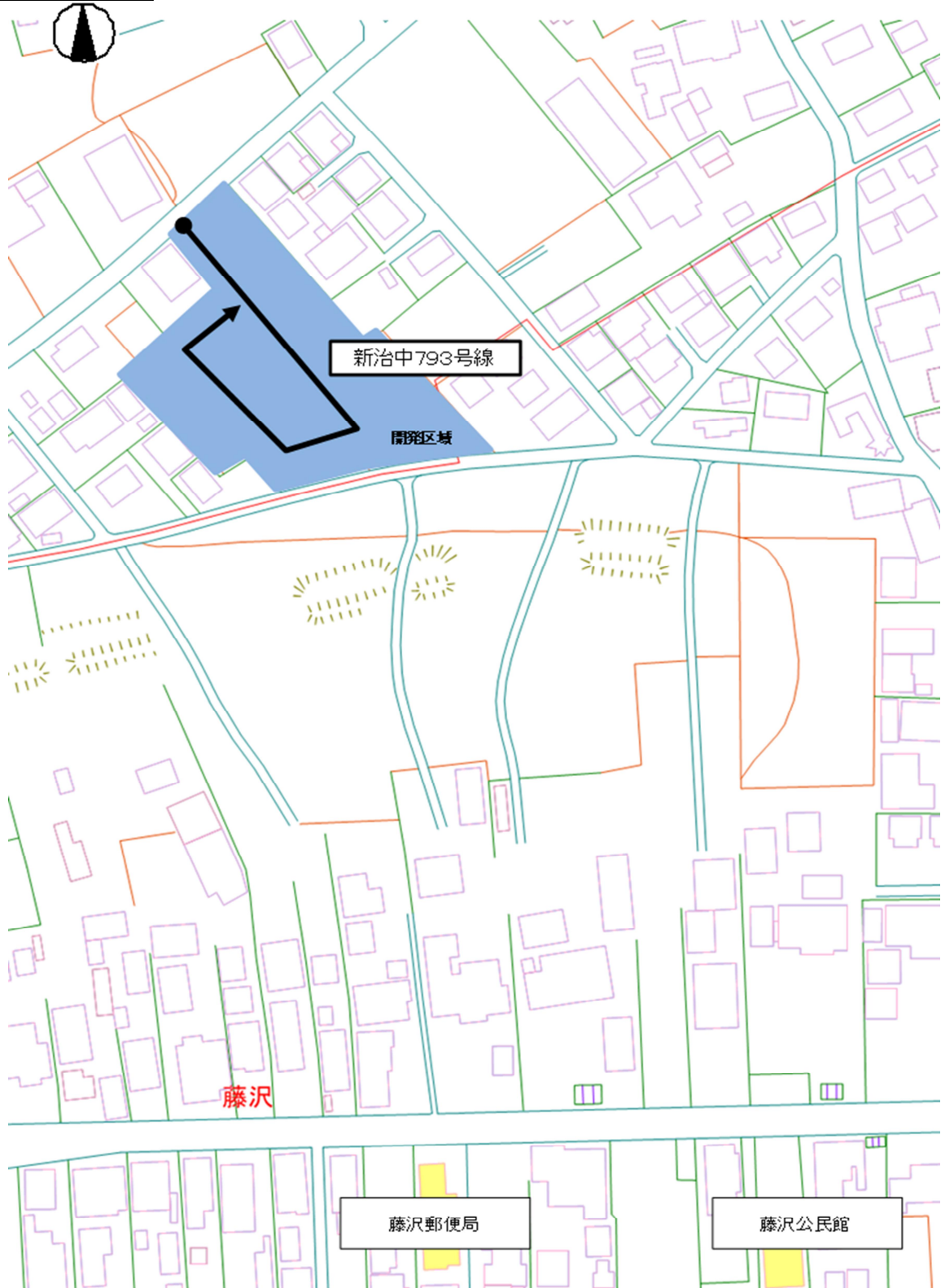
区 分	事 項
名 称	電子黒板システム購入
契 約 金 額	91,300,000 円
契 約 の 相 手 方	土浦市上坂田 1436 番地 関彰商事株式会社 エネルギートランスフォーメーション事業部関東第2支店 支店長 廣原 毅士
契 約 の 方 法	指名競争入札

【市道の認定等 1件】

1 議案第67号 市道の路線の認定について

1	新治中 793 号線	概要	民間会社の開発行為に伴う認定
		延長	136.54m
		幅員	6.00～8.00m

位置図



令和8年第2回市議会定例会最終日追加議案

【人事 1件】（最終日提出）

1 議案第68号 土浦市農業委員会委員の任命の同意について

【参考】 農業委員会等に関する法律（抜粋）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。